⑮　10 欄の「ワ」の延べ面積及び「カ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の３分の１の面積）、「ハ」及び「ニ」に記入した床面積並びに「ホ」から「ヌ」までに記入した床面積（これらの面積が、次の（１）から（６）までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ（１）から（６）までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ（１）から（６）までに定める割合を乗じて得た面積）を除いた面積とします。また、建築基準法第 52 条第 12 項の規定を適用する場合においては、「カ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、６欄「ホ」（２）によることとします。

（１）　自動車車庫等の部分　５分の１

（２）　備蓄倉庫の部分　５０分の１

（３）　蓄電池の設置部分　５０分の１

（４）　自家発電設備の設置部分　１００分の１

（５）　貯水槽の設置部分　１００分の１

（６）　宅配ボックスの設置部分　１００分の１

⑯　６欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、９欄の「ロ」並びに 10 欄の「カ」は、百分率を用いてください。

⑰　ここに書き表せない事項で特に許可を受けようとする事項は、14 欄又は別紙に記載して添えてください。

４．第三面関係

①　この書類は、建築物ごとに作成してください。

②　この書類に記載する事項のうち、５欄の事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。

③　１欄は、建築物の数が１のときは「１」と記入し、建築物の数が２以上のときは、建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。

④　２欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。

⑤　５欄は、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を